

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 0 年度
計画変更年度	平成 2 3 年度
計画変更年度	平成 2 6 年度
計画変更年度	平成 2 8 年度
計画変更年度	平成 2 9 年度
計画変更年度	令和 2 年度
計画変更年度	令和 5 年度
計画主体	市川三郷町

市川三郷町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	市川三郷町役場 農林課
所在地	山梨県西八代郡市川三郷町上野 2714-2
電話番号	0 5 5-2 4 0-4 1 6 3
F A X 番号	0 5 5-2 4 0-4 1 5 4
メールアドレス	norin@town.ichikawamisato.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン アライグマ ツキノワグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	市川三郷町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (R3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンジカ	野菜 スギ・ヒノキ	3 1 4 千円 5 a (3, 913千円) (2ha)
イノシシ	芋類	1 2 2 7 千円 4 0 a
ニホンザル	果樹	1 6 2 千円 3 a
ハクビシン	—	目撃情報や生活環境 被害がある。
アライグマ	—	目撃情報や生活環境 被害がある。
ツキノワグマ	—	被害は不明だが、 目撃情報がある

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

・被害状況は、山間地を中心に市川三郷町全域で発生している。 ・ニホンジカについては、富士川流域の集落にて出没頻度が増加している。 ・アライグマやハクビシンは、住宅街でも姿を現すようになり、家屋侵入などの生活環境被害が出ている。 ・被害地域は市街地まで広がりを見せており、人が襲われる可能性も懸念されている。
--

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (R3 年度)	目標値 (R7 年度)
ニホンジカ	3 1 4 千円 5 a	2 5 1 千円 4 a
イノシシ	1, 2 2 7 千円 4 0 a	9 8 1 千円 3 2 a
ニホンザル	1 6 2 千円 3 a	1 2 9 千円 2. 4 a
ハクビシン	目撃情報があるが不明 — 千円 — a	被害が発生した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える
アライグマ	目撃情報があるが不明 — 千円 — a	発見した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える
ツキノワグマ	目撃情報があるが不明 — 千円 — a	発見した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 有害鳥獣捕獲隊（猟友会）による銃及びわなによる捕獲（町補助） ・ 特定鳥獣保護管理事業による捕獲（県・町補助）	猟友会の参加者の高齢化により、捕獲従事者が減少している。 猟友会と連携し捕獲従事者の人数確保に努めていく。
防護柵の設置等に関する取組	・ 電気防護柵及び簡易防護柵は、過去3年間で75箇所（総延長約13,000m）を町単有害獣防除資機材補助事業で実施 ・ 鳥獣害防止柵は、過去3年間で2箇所（総延長1,786m）を県単土地改良事業等の補助を受け実施	電気柵や防護柵は、イノシシの被害対策として効果的ではあり被害の減少には繋がっているが、防護柵のない地域での被害が目立つ傾向にある。 一方で、柵を設置した地域においても、高齢化により柵の維持管理が地域住民の負担になってきている状況がある。
生息環境管理その他の取組	・ 放任果樹、作物残渣の除去啓発 ・ 鳥獣害防止技術指導員の養成（県事業）	土地所有者の高齢化により、放任果樹や作物残渣の処分が困難な場合がある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課

題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

農業者の高齢化及び猟友会の担い手不足に伴い、被害防止が困難になりつつあるため、今以上に地域住民や各関係機関との連携を図り、鳥獣被害の軽減に取り組む。

- 地域住民等との協力体制の構築（区からの情報提供等）
- 猟友会と連携し捕獲従事者の確保（狩猟免許取得の啓発等）
- 猟友会に対する捕獲出動助成（町助成）
- 特定鳥獣保護管理事業の推進（県・町補助：ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）
- 防護柵等設置の推進及び管理の助言（町補助）
- 放任された農産物除去啓発（広報掲載・チラシ配布等）
- 特定外来生物（アライグマ）に対する取り組みの実施

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

峡南猟友会（三珠・市川・六郷支部）へ委託する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ イノシシ	被害状況に応じた箱わな及び捕獲檻の設置 猟友会と連携し捕獲従事者の確保 (狩猟免許取得の啓発)
令和6年度	ニホンザル ハクビシン	各種の研修会・講習会への参加による捕獲技術指導者の育成
令和7年度	アライグマ	県が実施する捕獲従事者講習会への参加、従事者登録による捕獲者の確保(アライグマ)

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方																																							
県の鳥獣保護管理事業計画に基づき適切な有害鳥獣捕獲及び管理捕獲を行い、人と野生鳥獣の共存を図る。なお、イノシシについては、里山に生息するイノシシを捕獲し限りなく0に近づけ、ニホンザルについては、加害レベルが3以上の加害個体について選択的に捕獲することとする。 (管理捕獲の実績) 過去5年間のイノシシ <table> <tr> <td>平成30年度</td><td>63頭</td><td>令和元年度</td><td>125頭</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>73頭</td><td>令和3年度</td><td>35頭</td></tr> <tr> <td>令和4年度(1月時点)</td><td>57頭</td><td></td><td></td></tr> </table> 過去5年間のニホンザル <table> <tr> <td>平成30年度</td><td>2頭</td><td>令和元年度</td><td>13頭</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>4頭</td><td>令和3年度</td><td>11頭</td></tr> <tr> <td>令和4年度(1月時点)</td><td>6頭</td><td></td><td></td></tr> </table> 過去5年間のニホンジカ <table> <tr> <td>平成30年度</td><td>100頭</td><td>令和元年度</td><td>123頭</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>150頭</td><td>令和3年度</td><td>213頭</td></tr> <tr> <td>令和4年度(1月時点)</td><td>162頭</td><td></td><td></td></tr> </table>				平成30年度	63頭	令和元年度	125頭	令和2年度	73頭	令和3年度	35頭	令和4年度(1月時点)	57頭			平成30年度	2頭	令和元年度	13頭	令和2年度	4頭	令和3年度	11頭	令和4年度(1月時点)	6頭			平成30年度	100頭	令和元年度	123頭	令和2年度	150頭	令和3年度	213頭	令和4年度(1月時点)	162頭		
平成30年度	63頭	令和元年度	125頭																																				
令和2年度	73頭	令和3年度	35頭																																				
令和4年度(1月時点)	57頭																																						
平成30年度	2頭	令和元年度	13頭																																				
令和2年度	4頭	令和3年度	11頭																																				
令和4年度(1月時点)	6頭																																						
平成30年度	100頭	令和元年度	123頭																																				
令和2年度	150頭	令和3年度	213頭																																				
令和4年度(1月時点)	162頭																																						

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ (管理捕獲)	180	180	180

イノシシ (管理捕獲)	180	180	180
ニホンザル (管理捕獲)	30	30	30
ハクビシン (有害捕獲)	10	10	10
アライグマ	被害・目撃箇所周辺において、加害個体の徹底した捕獲を実施する		
ツキノワグマ	被害・目撃箇所周辺において、加害個体の徹底した捕獲を実施する		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
鳥獣被害対策実施隊（猟友会）に委託し、年間を通してわな・銃器により被害地域を中心に町内全域で計画的な有害鳥獣捕獲及び管理捕獲を実施し、被害防止に努める。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市川三郷町全域	ハクビシン

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する

場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ イノシシ ハクビシン ニホンザル アライグマ ツキノワグマ	中山間総合整備事業、有害獣防除資機材補助事業	中山間総合整備事業、有害獣防除資機材補助事業	中山間総合整備事業、有害獣防除資機材補助事業

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン アライグマ ツキノワグマ	状態により管理 (中山間総合整備事業) 状態により管理 (有害獣防除資機材補助事業) 鳥獣被害対策実施隊による生活圏からの追払い	状態により管理 (中山間総合整備事業) 状態により管理 (有害獣防除資機材補助事業) 鳥獣被害対策実施隊による生活圏からの追払い	状態により管理 (中山間総合整備事業) 状態により管理 (有害獣防除資機材補助事業) 鳥獣被害対策実施隊による生活圏からの追払い

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ イノシシ	自主防除の啓発 放任された農産物の除去啓発
令和6年度	ニホンザル ハクビシン	農地周辺の山林等の下刈の啓発 常緑広葉樹等の植栽を推進
令和7年度	アライグマ ツキノワグマ	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する

知識の普及等について記入する。

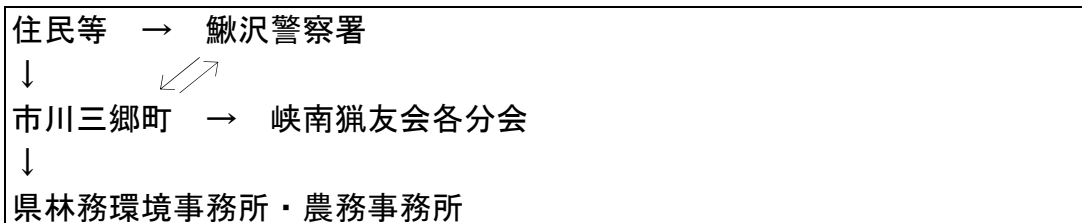
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
市川三郷町	情報収集・住民への注意喚起・関係機関への連絡・捕獲等同行
峡南農務事務所	関係機関への連絡、現場での指示
峡南林務環境事務所	関係機関への連絡、現場での指示
鰍沢警察署	現場での指示
峡南猟友会 (市川・三珠・六郷分会)	追払い・捕獲実施

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・「山梨県管理捕獲実施要領」及び「山梨県有害鳥獣捕獲実施要領」に基づき捕獲後は適正に処理する。(ただし、「第3期山梨県アライグマ防除実施計画」に基づき捕獲したアライグマについては焼却処分とする。)

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	予定なし
ペットフード	予定なし
皮革	予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	予定なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

予定なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

予定なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	市川三郷町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
市川三郷町	被害状況の取りまとめ、協議会事務局
農業委員会	被害状況等の報告及び情報提供
峡南農務事務所	被害防止の助言・指導
峡南林務環境事務所	被害防止の助言・指導
山梨みらい農業協同組合	生産現場での被害状況及び被害防止の推進
峡南猟友会 (三珠・市川・六郷各分会)	捕獲活動の実施

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
総合農業技術センター	侵入防止柵の設置等に係る助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成29年度に設置。猟友会員に参加してもらい、県特定鳥獣保護管理事業計画に基づく捕獲、生活圏に出没した鳥獣の追払い及び有害鳥獣捕獲を行う。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

区から被害の情報を提供してもらうとともに、町から被害防止の情報等を提供していく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。